

市民自らの政策を持とう！

第13回個人演説会 記録

日時 2014年3月22日（土）
13:30-17:00

会場 岩国市福社会館 3階 第1会議室

参加者 9名

河井 今日はこの会が発足した最大の動機である「基地問題」について、津田さんに最終的提言をまとめるための演説をお願いして、原発の時とおなじように、みんなで中身の詰まった密度の高い「提言」を作りあげたいと思います。よろしくをお願いします。



岩国基地と基地公害

津田利明（岩

国市）

津田 いろんな議論がありました。あのとき、私はなぜ騒音問題がいつまでも解決しないのかと考えたとき、どうしても行き着く先は安保条約と米軍につながったので、それをひっくるめてお話し、演説させていただきました。今回またやってほしいということで、みなさんの発言をみなおして、どうして政策にまとめたらいいいのか、ずいぶん悩みました。どうしても在日米軍や安保条約をからめると、やっぱり騒音問題として、騒音を早く解決するためには基地問題なんかをからめないほうがいいんじゃないか、別箇に考えたほうがいいんじゃないか、ということで、今回は騒音問題にしぼってやります。

「はじめに」というところに書いてありますが、前回の反省と今回の趣旨、前回は「自分の所じゃだめよ、他なら良いよ」というような個人主義的なことはしない、これは爆音訴訟にかかわりまして、全国からのご支援をいただいておりますし、全国の仲間も同じことをいっていますので、岩国だけよかったらいいよということでお話しはできない、したくないという思いがずっとありまして、個人主義的な考えをしないということを前提として、主に軍用戦闘機がおこす騒音公害がいつまでも解決できないのは、国に主権がないからではないか、主権がないのは日米安全保障条約や在日米軍があるからか、それが問題なら安保条約や在日米軍をどうしたら良いのかと、そう短絡的にからめてしまいました；たゞかに騒音は住民の健康や生活権を脅かす重要な問題ですが、とは言っても騒音の問題だけで安保条約や在日米軍が要るか要らないかと言うのは飛躍してしまったと思っております。ということで、今回は騒音公害をどうしたら解決できるのかに絞りました。

結局、行くつく先は前回ご意見がでました、「日本が言わないのか、言えないのか、言えないと言わないは違うのだが、同じなのだろう」という言葉につきると思います。

ひとつ切り離れた中に、やっぱり騒音問題は早く解決しなければいけない、解決するときはやはり国民の世論がたかまっていかなければいけない、たかまらないとなかなか解決しない、そういう意味では騒音は健康被害を及ぼす公害だとうったえたほうあいいのではありませんか。基地問題や安保条約をからめるのではなくて、騒音公害ということで政策を考えたほうがいいのじゃないかという思いにいたりしました。

以下、書いてありますけれど、これをまとめる間に私、ほとんど最終段階で、自分の言っていることが間違いでないかをみて本をさがしていましたが、前回朝井先生からいただいた本がありまして、これを読むと、じつはこれがすべて、これでいいんじゃないかということになりました。時間がなかったので、先生の書かれているところを抜書きで、大事なポイントを一番最後に箇条書きにしたのせてあります。

せつかく私、自分でまとめたので、先生の前で恥ずかしいのですが、お話しさせていただけきます。

提言として、

抜本的な騒音対策を講じ、環境基準や騒音防止協定を遵守させ、騒音や有害物

質による汚

染などの環境公害を解決させる。

これについていろんな課題、問題があるのですが、まずひとつは、

**国は法律に基づき、発生源の制限をする。司法は発生源の制限を課さず。課す
ような判断**

をしてもらわねばいけない。それができてないから今、解決しないままである。

岩国の騒音問題は、「厚木基地の騒音は、空母艦載機を岩国に移駐して解決する」ということが発端で、米軍再編がその発端でした。これは、厚木などでも話をしていますけれど、単に騒音のたらい回しである。岩国で、沖合移設という騒音対策をしていたのに、たらいまわしをした。結局騒音対策が台無しになることになった。騒音のたらい回しは「国に騒音の発生源をなくする」という考えがないからだと思います。それは司法も同だと思います。それは飛行差し止めを認めないというところにあります。

騒音訴訟の判決で「騒音は違法」といいながら、発生源の飛行制限はどうしても認められていませんし、なかなか今回の厚木判決もそこはむずかしいだろうと思います。国は国で違法な騒音を放置しています。するといったら、効果がない住宅の防音工事、騒音をたらい回しするか、といったことで、発生源の対策はしていません。

「騒音訴訟」が始まって約45年、「騒音問題」になりますか、45年になりますが、一向に解決する気配がありません。訴訟も繰り返されてきています。その間、国がしてきたことといえば「航空機騒音に係る環境基準について」や「騒音防止協定」など基準や協定は作りましたが、作るには作りましたが「守る、守らせる」という魂を入れませんでしたので、騒音は依然として放置され続けています。

そんな国の態度に警鐘を鳴らしたのが、2010年の「普天間判決」だと私は思っています。それ以前の判決の内容は全然しらないので、普天間の判決をみたときに、直感的に以前とは違うと感じました。それでも飛行さし止めはみとめられませんでした。

その時の判決は「抜本的な騒音対策を講じて違法状態を解消していない上、いまだに環境基準の基準値も達成していない。騒音防止協定を遵守させ、実効ある適切な措置をとっておらず、騒音防止協定は、事実上、形骸化している」と国の姿勢を厳しく指摘したものでした。

一番最初に訴訟が起きた頃には、岩国ではすでに騒音を解決しようという沖合移設がはじまっていた。沖合移設の経過と訴訟との関係を次の表にまとめているのですが、岩国では、ファントムが九州大学に墜落したことをきっかけに沖合移設がはじまったといわれています。ところが基地と岩国を見ていると、2か月ぐらいのちには沖合移設の調査が始まっている。国の動きとしてはすごく早い、早すぎるという印象があるんです。ということはこのころ

にはすでに騒音問題が大きな社会問題になっていて、そういうことがあったから多分岩国の沖合移設の問題がでたとき、すぐ行動がはじまったんじゃないかなと思えてきました。そのあとに厚木基地で最初の騒音訴訟がおきます。

沖合移設と厚木訴訟の年表

年月日	記 事	備 考
1968年6月	ファントム九州大学構内に墜落	
1968年8月	岩国の沖合移設にむけて調査が始まる	佐藤栄作首相
1976年9月8日	厚木で初の騒音訴訟始まる	
1982年10月20日	地裁判決	
1986年	高裁判決	
1992年8月	岩国の沖合移設決定	宮沢喜一首相
1995年	最高裁判決	

地裁・高裁の判決がでる頃には、おそらく厚木の艦載機を岩国に移駐させようと考えがあったのではないかと思います。最高裁判決が出る少し前に、国や県、岩国市が沖合移設の滑走路でNLP実施を前提に密約で合意していた、という話があります。その後に移設が決定しています。そうすると、これらの結果をみると、どうしても岩国を艦載機の移駐先にしようということで沖合移設を決定したとしても間違いではないと思います。はじめは岩国のためであったかもしれませんが、少なくとも、途中からは厚木の艦載機の受け皿としての依頼というふうに思います。

2番目の問題として、原発でもそうですけれど、**補助金で世論を変えるという行為**。私は行政の公平性という面では非常におかしいと常づねおもっていました。結局、直接被害を受けている人の被害を少なくするという対策でなくて、被害を受けてない自治体とかそうでない住民をまきこんで、結局少数意見にしてしまう。住民には自分らにもうけがあるような話にして、世論をかえていくということは、まさに岩国ではそれが行われてきました。当時5000億円、最後はずいぶん額がふえていったような話が、当時の国会議員や市議員がそういう集会で話をしてきたという話があります。

補助金で、少なくとも補助金でものごとをすすめるべきじゃないということは、それでないと行政がうごかない、正しい行政ならそういうことなしに動くはずなのですが、それができないからそういうことをやってきた。そういうことであろうと思います。

国が法律や協定を守らず。守らないときは、必要な措置をとるということをやらないと、やってほしい。やらないと解決しない。結局、私はよくたとえに

交通罰則をひきあいにするのですけれど、違反したら罰則をすぐ有無をいわさずとらえる。交通違反で。それがくりかえされると、免許停止とかいうことになる。国が騒音公害、40年以上も放置して、その間になんら対策をとらんとすることで、法律も司法も厳罰を与えないというところが、やっぱりものが動いていかないということにあるのだらうと思います。法律や協定をまず守らすという姿勢を国がもってほしいと思います。そうでないと航空業や解決基準があっても基地に適用していくこともできませんし、日米安全保障条約や日米地位協定のようなものを恣意的に運用されても、それを改善させるということができない。それが一番大きな問題じゃないかと思います

以下はいまお話ししたことを箇条書きにしてあるだけのもので、結局
国も司法も騒音の発生源を止める意思がない。

厚木から岩国への移駐も騒音のたらいまわしでしかない。

根本的は対策をする意思がないから、そんな小手先の行政になってしまう。

補助金で民意をかえるのは被害者にとって非常に不公平である。

2番目として、前回もお話ししましたが、今の狭い日本では、
基地騒音は、海上基地が一番有効な方法

だと思います。過去に「メガフロート」ですか、ということを検討して頓挫したという経緯はきいていますけれど、清水建設が環境アイランドで直径3kmというものの計画案を出しています。これはくわしくいうと、真ん中に1600ぐらいのタワーをたてて、そのなかで住居施設や、野菜の工場なんか、そんなものをいられるようなことを考えたものですが、どっちにしても、いま厚木と岩国の騒音を解決するには、やっぱり

硫黄島を、今暫定的な基地にしていますが、恒久的な基地にして、途中で避難する飛行場がないとすれば、海上のメガフロートなり、環境アイランド、グリーンフォートということをもう一度考え、検討することに入れてほしい

と思います。途中で避難する基地がないというのであれば、メガフロートなり環境アイランドということをもう一度考え、検討することに入れてほしいというふうに思います。

3番目は、あっても守られないという規制。

航空機騒音の関係の騒音防止規制、航空法は適用除外にされているということもあります。朝井先生の本を読むと、日米低空飛行訓練等にかんする合意文書というのがあるということもわかりました。

「原子力エネルギー施設、民間空港、人口密集地、学校、病院などをできるだけ避ける。低空飛行は都市などの密集地は高度300m、その他は150mと

定められている」が守られていない。

でも、この高度では、たとえまもったにしても、ジェット機がこんな高度で飛ぶという

ので、してしまえば、100デシベルをこえるわけですから、もっと、法律をこえるような騒音にならない高度にしてもらわねばいけない。そのためには、昼間60デシベル、夜間40デシベル未満になるような飛行高度が必要になるのではないかと私は思います。

先日伊波さんが爆音訴訟の承認としてこられて、その後の説明集会の話のなかで、アメリカでは住居地域を飛行できないということで、滑走路の先端上に住居地区があるわけで、離陸したらすぐ旋回して住宅のない地域を飛んで海上にでるというコースになるという話がでてました。結局、国はアメリカの騒音対策などの話を聞いても、アメリカのことは知らないという答えを防衛省はしています。結局守る意思がないから知らないふりをしている。だいたい、W値なんかの考え方も日本でかんがえたわけではなく、アメリカ、とくにヨーロッパの考え方ではいつてきているのでしょから、それをやるにはそれなりの研究しているはずなのに知らないということですよ。そういう、しつていても知らないといつているのだらうと思つます。そんなことではどうしても解決策につながつていかない。

その日に、朝井先生の本にあつたのですけれど、米軍基地内の環境調査の立ち入りをドイツや韓国ではみとめられている、そういう協定があるとかいてありあすが、日本ではそんなことはまったくできてない。沖縄の返還跡地の環境汚染が問題になつている。結局日本の税金で土壤汚染をクリーンにする作業をしている。

結局安保条約の恣意的な運用とか、きめたことを守らせないという日本の政治の弱さがあると思つます。ブラウンルートなど、前回は話がでましたけれど、訓練区域としてみとめられないのだけれど、ブラウンコースで低空飛行訓練をしている。

これらをまとめると結局、一番最初にでた、朝井先生がおつしゃつていた、「日本がいわないのか言えないのか」、「いわないと言えないとは違ふ」ということにつながつてくることだと思つます。

もうひとつは、4の

米軍基地を日本に返還したとしても騒音の低減を図れない

私は、基地を日本に変換したら、解決するのではないか、ある程度よくなるのじゃないかと以前は思つましたけれど、いろいろしらべてみたら、厚木基地、厚木飛行場が昭和46年に航空管制権を自衛隊にひきつがれたということですよ、結局ひきつがれても自衛隊はアメリカ軍のいいなりに施行されているとい

う実態があることがわかりました。私は岩国も米軍から自衛隊に経営を移管したらいいじゃないか、と思っていましたが、それだけではダメなのです。結局ものが言えないからだめなんです。結局、添付資料に、基地の数、在日米軍施設の一覧表があります。施設の数と面積を表にしたのがそこにかいてありますけれど、**m2**、本土で 100 施設、沖縄で 33 施設、合計面積が 1027km²。たまたま、どこの市町村に該当するかとおもったら、山口市が一番近い数値でありましたので。ちなみに山口市の面積は 1023km²。資料にありますように、こんな広大な面積が米軍施設として使われている。ただ、米軍施設一覧表にはいろいろ条件がありまして、学校と共同でつかっているというなどもあるのですが、防衛省があげている米軍施設一覧のこまかい面積の

文 t 欄はあるかもしれませんが、とりあえず、そんなことは書いてないので、一覧表にそのまま数字をあげています。

それともう一つ、資料にはないのですが、米軍再編で横田の空域をかえるという話がありまして、3年前、3年後、工区は全体としてあまりかわっていないのではないかと。結局、朝井先生の本のなかを抜粋して、目をとおしたのですが、この本に書かれていることが、騒音を解決するためのポイント、政策だというふうに私は思います。しっかり読ませさせていただきます、

先生がこられたときに、爆音の事務局からいただいたものです。以上です。

在日米軍施設・区域の実体 (添付資料 1, 2 参照)

	施設・区域の数	面積(k m ²)
本土	100	795.422
沖縄	33	231.750
合計	133	1,027.237

山口市の面積 (1023.31 k m²) がほぼ同じで、これほど広大な施設が全国に分散

しています。その一覧を別紙で添付します。(添付資料)